

第22期第10回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年2月21日(月) 14時00分から15時09分まで
- 2 開催場所 高知市本町5丁目6-42 高知会館 4階「やまもも」
- 3 出席委員 前田浩志、浦尻和伸、小笠原利幸、木下清、間可証善、中川幸成、
畠中悠、前田嘉広、山崎國光、石田実、蔭山純由、益本俊郎、川竹佳子、
中澤芳江(計14名)
- 欠席委員 澳本健也
- 署名委員 小笠原利幸、蔭山純由
- 県出席者 水産振興部 西山副部長
漁業管理課 池課長
水産政策課 谷主幹
水産試験場 山下チーフ
- 事務局 織田事務局長、井上次長、近澤チーフ、谷口主幹、渡邊主査、加藤主事
- 4 審議事項
- 第1号議案 令和3管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更について
- 第2号議案 令和4管理年度における漁獲可能量(するめいか及びくろまぐろ)の
設定について
- 第3号議案 融通(譲受)により漁獲可能量(くろまぐろ)の変更があった場合の
事前承認について
- 第4号議案 もじゃこ漁業に関する制限措置の一部変更について
- 第5号議案 さんご漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について
- 第6号議案 浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について

5 議事内容

- 織田事務局長 | それでは、ただ今より第10回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。
す。
委員定数15名の内、出席委員は14名で、高知海区漁業調整委員会会議
規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。
では、会長、お願いいたします。
- 前田会長 | 皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いた
だきましてありがとうございます。
それでは、はじめに水産振興部の西山副部長さんから、ごあいさつをお
願います。
- 西山副部長 | 水産振興部副部長の西山でございます。本来でございましたら、部長が
こちらに参りましてごあいさつを申し上げるところでございますが、別の
用務と重なりまして出席が叶いませんので、代わりに私からごあいさつを

申し上げます。

会場にお越しの委員の皆様方におかれましては、まだまだ寒さの続く中、新型コロナウイルス感染症の流行中にも関わりませず、ご出席いただきましてありがとうございます。また、リモート参加の委員の皆様方におかれましても、お忙しい中お時間いただきましてありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染症の状況でございますけれども、高知県内の新規の感染者数が1日当たり一時は300人を超えるという日もございました。それ以降若干人数は減ってございますけれども、依然としまして200人を超えるという日が続いておりまして、とてもピークアウトと呼べるような状況にはございません。むしろ、高止まりと申し上げてよろしいかというような状況が続いております。また、県内各地でクラスターの発生も見られておるところでございます。依然予断を許さないという状況でございます。国のまん延防止重点措置の対象地域ということもなっております。また、県の基準でも上から2番目の特別警戒という状況が続いておる状況でございます。県民の皆様にはすでに様々な願いをしておるところでございますけれども、改めまして更なる基本的な感染防止対策の徹底、それからできるだけ早期の3回目のワクチン接種ということをお願いするものでございます。

さて本日、ご審議をお願い申し上げます議案は6件でございます。第1号議案「令和3管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更について」でございますが、昨年4月1日から本年3月末日までの、現在の管理年度におけます「くろまぐろの漁獲可能量」につきまして、融通によります追加の配分がございましたことから、漁獲可能量の変更についてご審議をお願いするものでございます。

第2号議案、「令和4管理年度におけます漁獲可能量(するめいか及びくろまぐろ)の設定」についてでございますが、これは本年4月1日から来年3月末日までの新たな管理年度におけます「するめいかとくろまぐろの漁獲可能量の設定」につきましてご審議をお願いするものでございます。

続きまして第3号議案、「融通譲受により漁獲可能量(くろまぐろ)の変更があった場合の事前承認」についてでございますが、これは設定されました「くろまぐろの漁獲可能量」を変更しようとする際に、一定の条件を満たす場合に限りまして、漁業者の皆様様の操業機会を少しでも増やすことを目的と致しまして、海区委員会にその都度諮らずとも、迅速に変更ができるよう、事前の承認をお願いするものでございます。

第4号議案「もじゃこ漁業に関する制限措置の一部変更について」は、許可すべき漁業者の数を変更しようとするものでございます。

第5号議案「さんご漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正につい

て」でございますが、これは本年1月12日に開催致しました、本委員会でお諮りしておりました「さんご漁業に関する方針」につきまして、私どもの不手際によりまして、再度一部改正する必要が生じたものでございます。大変申し訳ございません。なお、詳細は後ほど担当から説明を申し上げます。

第6号議案、「浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について」でございますが、これは昨年3月22日に本委員会にて決定されました「浦ノ内湾の天皇洲付近のアサリの採捕禁止に関する委員会指示」。この有効期間が本年3月31日までとなっておりますので、更に1年間の継続することについてご審議をお願いするものでございます。

以上かなり盛り沢山の内容となっておりますが、委員の皆様方、ご審議の上、適切なお意見、ご答申をお願い申し上げます。簡単ではございますがごあいさつに替えさせていただきます。よろしくお願い致します。

前田会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は澳本委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、小笠原委員と蔭山委員にお願いします。

前田会長

それでは議題に入ります。

第1号議案、「令和3管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第1号議案 令和3管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について説明いたします。資料1の1ページをお願いします。

はじめに諮問文を朗読します。

3高漁管第1140号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法第16条第5項の規定に基づき、別紙案のとおり知事管理漁獲可能量を変更したので、同条第2項の規定により諮問します。令和4年2月17日。高知県知事濱田省司。

ここからは座って説明させていただきます。

それでは、当日配布資料のA4一枚紙の資料をお願いします。

今回は、くろまぐろに関する令和3管理年度の漁獲可能量に係る第6回融通要望調査の結果、他県から、大型魚の漁獲可能量について譲り受けがあったことから、国からの通知に基づき漁獲可能量を変更するものです。なお、「融通」というのは、漁業法第15条第6項の規定に基づ

き、農林水産大臣がくろまぐろの配分量を変更することのうち、都道府県間、大臣管理区分間、都道府県と大臣管理区分との間又は大型魚と小型魚との間のいずれかにおける配分量の移転のことをいいます。この仕組みは、大臣管理区分や都道府県管理区分で配分量の融通を行い、漁獲可能量を有効に活用するために国が定めたものです。今回の融通により、本県における大型魚の都道府県別漁獲可能量は、資料の表中にありますとおり、「20.7トン」から「25.4トン」に変更になりました。

続いて、資料6ページと7ページをお願いいたします。この資料はくろまぐろに関する令和3管理年度における漁獲可能量の融通に係る仲介の結果です。この資料では、小型魚と大型魚の都道府県別の融通結果を示しており、資料6ページには小型魚、資料7ページには小型魚と大型魚についての結果が記載されています。

それでは資料7ページをお願いいたします。

本県への融通量につきましては、資料7ページの表中、下から4段目に記載されております。本県は、今回の融通により、大型魚の漁獲可能量4.7トンを譲り受けました。

続いて、資料の4ページをお願いいたします。

資料4ページは高知県資源管理方針の一部抜粋となっております。当該方針では、「融通により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合には、当該増加数量の全てを、以下の表の期間別の割合に沿って、漁獲可能期間が終了していない月の割合の合計を分母とし、漁獲可能期間が終了していない各月の割合を分子とした係数を用いて知事管理区分に按分することとする。」と規定されています。従いまして、今回の融通により本県に配分された大型魚の漁獲可能量4.7トンについても、方針の規定のとおり、漁獲可能期間が終了していない2月と3月に配分します。

続いて、資料の5ページをお願いいたします。この資料は、先ほど説明した資源管理方針の記載にしたがって、大型魚の漁獲可能量4.7トンを、令和4年2月と3月に配分した際の計算表です。資料の表中、左から3列目「追加分の配分割合」をご覧ください。ここでは、漁獲可能期間が終了していない2月から3月までの配分割合の合計、つまり6パーセントと4パーセントの合計である10パーセントを分母とし、2月の配分割合である6

パーセントを分子とした数を「追加分の配分割合」として算出しています。3月も同様の方法で計算しています。

そして、この「追加分の配分割合」にしたがって、今回の追加量4.7トンを各月に按分すると、2月は4.7トンの60パーセントで2.820トン、3月は4.7トンの40パーセントで1.880トンになります。

ただし、追加配分前の2月の知事管理漁獲可能量については、今年の1

月に大型魚の漁獲が積み上がり、1月と2月の漁獲可能量を超過していたことから、-2.694トンとなっておりますので、この数を追加配分量の2.820トンから差し引いた0.126トンが2月の漁獲可能量ということになります。

それでは、ページが戻りまして資料の2ページをお願いいたします。ただいまの変更点の告示については、2ページ目の告示案のとおり行います。なお、下から4段目に「2の(11)中「8.796トン」を「57.929トン」に改める」とありますが、これは、小型魚の令和4年1月の漁獲可能量の未利用分を翌2月に繰越すものです。今回は、告示のタイミングの都合上、同一の告示となっておりますが、本日の諮問内容とは関係ありません。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

前田会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

益本委員

諮問内容についての答弁に異議がある訳ではないですけども、数字について教えてください。

5ページの下のほうの四角の中にあるBの知事管理漁獲可能量17.7と書いてありますけれども、この数字はどこから来たのかわかりませんので、疑問に思いました。これは、20.7ではなくて17.7ですね。

渡邊主査

令和3管理年度に改正された漁獲量の20.7トンなんですけれども、この内3トンは本県の留保分としておりますので、表示している数字は17.7トンとなっております。3トンが入っていないです。

益本委員

今回の議案である融通前、漁獲可能期間の終了を経てから考えるということですね。

井上次長

すみません。益本委員さん、もう一度質問をお願いできますか。

益本委員

はい、5ページの所のBに漁獲可能量の17.7と書いてありますけれども、他の今年度の漁獲可能量が20.7と書いてますよね。ですので、数字はどこから来ているのかということで私は質問しました。

井上次長

そもそも高知県に配分された物が20.7トンであったんですが、その中の3トンを留保分としてまず取っておきます。残りを月別にこの表にありますようなパーセントで配分をするというのが、その留保を除いた分のこ

とを知事管理漁獲可能量というふうに表現しています。

益本委員

言葉の意味としては分かったんですけども、5ページの四角の中の令和4年2月の超過分の計算をするときに、これやはり17.7で計算していますので、17.7というのが疑問に思っ、もし20.7であればそれほど超過は多くないのに、こんなに超過分が多くなっていることに正しいのかなというふうに思いました。

井上次長

留保分というのはこちらの資源管理方針の方にもありますが、各月の完全にその期間が終了した時に使えるものであって、期間の途中ではあくまでも知事管理漁獲可能量は管理していくというやり方になります。

益本委員

分かりました、ありがとうございます。

前田会長

他にございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第1号議案、「令和3管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について」は、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり。）

前田会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第2号議案、「令和4管理年度における漁獲可能量（するめいか及びくろまぐろ）の設定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第2号議案 令和4管理年度における漁獲可能量（するめいか及びくろまぐろ）の設定についてご説明いたします。資料2の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

3高漁管第1142号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法第16条第1項の規定に基づき、するめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における数量について定めるため、同条第2項の規定により諮問します。令和4年2月17日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

今回は、国からの通知に基づき、するめいか及びくろまぐろについて、

漁獲可能量を設定するものです。

それでは、資料の4ページをお願いいたします。資料4ページは、するめいかに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知です。令和4管理年度に本県に割り当てられた漁獲可能量は、「現行水準」ですので、現行水準以上に漁獲量を増加させないように管理をする必要があります。

続いて、資料の5ページをお願いいたします。

資料5ページは、くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知です。令和4管理年度に本県に割り当てられた漁獲可能量は小型魚75.5トン、大型魚16.7トンであり、この数量を高知県資源管理方針に基づき管理します。

それでは、次のページをお願いいたします。資料6ページと7ページは、それぞれ小型魚と大型魚についての資源管理方針の一部抜粋資料です。まず、資料6ページの第3漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準の下のマーカー線を引いている箇所をご覧ください。くろまぐろについては、「漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を以下の表の期間別の割合に沿ってそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保とする。」ことが資源管理方針で規定されています。これは、大型魚についても同様ですが、表の管理区分期間別の割合については、大型魚と小型魚とで異なっています。

続いて、資料8ページをお願いいたします。資料8ページは、本県に割り当てられた漁獲可能量を先ほどの資源管理方針に基づき、知事管理区分に配分した際の計算表です。小型魚については、当初配分量の75.5トンの1割(7.5トン)を留保とし、9割(68トン)を期間別の配分割合に基づき各月に配分しています。大型魚については、当初の配分量16.7トンの1割(1.6トン)を留保とし、9割(15.1トン)を期間別の配分割合に基づき各月に配分しています。

ただいまの漁獲可能量の設定に係る告示については、資料2ページ目の告示案のとおりです。

以上のように、今回ご審議いただくのは、するめいか及びくろまぐろについて、農林水産大臣からの通知に基づき漁獲可能量を定めるものです。なお、その公表手段は、高知県公報へ漁獲可能量を告示することとします。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

浦尻委員 ちょっと分からないところがありますので、教えてください。先程のくろまぐろの大型なんですが、20.7トンから3トン引いて17.7トンというのがあって、今度は配分が16.7で1.6トン引いて15.1トンになっているんですけど、もう少し分かりやすく説明してもらったら、よう分かりやすいんですけど。

渡邊主査 留保分につきましては、資料の6ページと7ページに記載がありますように、「本県に配分された漁獲可能量の内、概ね9割を知事管理局に配分し、残りの概ね1割を本県の留保とする」というふうに規定されておりますので、これに従いまして大型漁の16.7トンの概ね1割である1.6トンの本県の留保分としております。

浦尻委員 先程20.7トンの本県の留保分として3トンを引きいて17.7トンになって、次に16.7になって、1.6トン引いて15.1になった経過を、簡単に教えてもらいたいんです。

渡邊主査 令和3管理年度につきましても、当初配分量が15.4トンだったんですけども、年度の途中で消化率メリットであったり、追加の配分が国からございましたので、最終的に20.7トンになっております。本年度についてはまだ当初配分通知しか来ておりませんので、16.7トンとなっております。

浦尻委員 そしたら、まだ変更で増えるんですね。

渡邊主査 そうですね、また追加配分が今後、国から通知があると思います。

浦尻委員 分かりました。

前田会長 他にございませんか。

前田会長 ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。
第2号議案、「令和4管理年度における漁獲可能量（するめいか及びくろまぐろ）の設定について」は、原案のとおり設定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長 ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると答申いた

します。

前田会長

続きまして、第3号議案、「融通（譲受）により漁獲可能量（くろまぐろ）の変更があった場合の事前承認について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第3号議案 融通（譲受）により漁獲可能量（くろまぐろ）の変更があった場合の事前承認についてご説明いたします。資料3の1ページをお願いします。

はじめに、諮問文を朗読します。

3高漁管第1143号。高知海区漁業調整委員会様。令和3管理年度及び令和4管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量について、都道府県間又は大臣許可漁業との間での数量の融通のうち、譲受に伴う数量の変更があった場合に限り、当初配分量を当該譲受を反映した量に変更してよろしいか、漁業法第16条第5項において読み替えて準用する同条第2項の規定により諮問します。令和4年2月17日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

それでは、資料の3ページをお願いいたします。これまで、くろまぐろの漁獲可能量について、都道府県間又は大臣許可漁業との間での数量の融通による変更があった場合には、漁業法第16条第5項において読み替えて準用する同条第2項の規定に基づき、変更の度に海区漁業調整委員会の意見を聴いて漁獲可能量を変更してきました。

しかし、今後は、融通による漁獲可能量の変更に係る手続きの迅速化を図り、本県漁業者の操業機会を増やすことを目的として、他都道府県又は大臣許可漁業との間での数量の融通のうち、配分量を譲り渡すことなく一方的に譲り受ける「譲受」に伴う数量の変更があった場合に限り、当初配分量を当該譲受を反映した量に変更することについて、事前に当委員会の承認をいただくものです。

譲受により当初配分量が変更された場合は、後日その旨を当委員会に報告することといたします。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第3号議案、「融通（譲受）により漁獲可能量（くろまぐろ）の変更があった場合の事前承認について」は、原案のとおり承認することに、ご異

議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第3号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第4号議案、「もじゃこ漁業に関する制限措置の一部変更について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

井上次長

それでは資4の1ページをお願いします。

はじめに、諮問文を朗読します。

3高漁管第1139号。高知県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げるもじゃこ漁業の制限措置を一部変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和4年2月17日。高知県知事濱田省司。

3ページ目の新旧対照表をご覧ください。現在、もじゃこ漁業の制限措置で定めた許可すべき数は右側、旧では30で告示しております。この数については、事前に漁協から提出された申請予定者のリストをもとにしておりますが、実際に提出された申請について、このリストから変更があり、もじゃこ機船船びき網漁業の申請数が31件となっておりますことから、許可すべき数を左側、新の31に改めるものです。もじゃこ漁業の許可方針で定めた許可できる数の上限につきましては、令和4年1月12日に開催された当委員会において「平成11年度の実操業隻数を超えない範囲とする」と決定しておりますので、今回1件増えても上限の範囲内となります。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第4号議案、「もじゃこ漁業に関する制限措置の一部変更について」は、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第4号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第5号議案、「さんご漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第5号議案 さんご漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正についてご説明いたします。資料3の1ページをお願いします。

はじめに、諮問文を朗読します。

3高漁管第1138号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第3号に掲げるさんご漁業の許可又は起業の認可方針を一部改正したいので、貴会の意見を伺います。令和4年2月17日。高知県知事濱田省司。

なお、これ以降の説明では、漁業の許可又は起業の認可方針について、「許可方針」として説明いたします。

ここからは、座って説明させていただきます。

前回、1月12日に開催した当委員会において、新たな操業禁止区域の設定や、ROV等を使つての操業を禁止するといった条件の追加に伴う許可方針の改正について、当委員会にお諮りし、承認をいただいたところで

す。しかし、その際、本来であれば、改正時点で施行されていた許可方針を改正すべきところ、事務局の錯誤により、過去に作成した方針の案をもとに改正するという間違いをしておりました。従いまして、前回お諮りした方針では、本来記載してあるべき内容が抜けていたり、不要なものが記載されていたりしておりますので、今回の委員会でこれを改めることをお諮りするものです。ただし、今年3月からの許可申請を受け付けるに当たって必要な事項を定めた制限措置については、誤りなく告示されているため、現在審査中である申請につきましては、滞りなく処理を進めているところですので。今後はこのようなことがないように、確認を徹底するよう努めて参ります。なお、変更内容の詳細については、2ページから14ページの新旧対照表のとおりです。

また、15ページ以降には、参考資料としてさんご漁業の許可方針と許可又は起業の認可の基準を付けております。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第5号議案、「さんご漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正につい

て」は、原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第5号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第6号議案、「浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

井上次長

それでは、第6号議案について事務局から説明をさせていただきます。それでは、浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示についてご説明いたします。

この委員会指示は、資源量が著しく減少している浦ノ内湾のあさりについて、その資源を回復させるため、平成24年から毎年指示しているもので、現在は承認制となっております。この指示が、来月末をもって指示期間が満了するので、新たに指示しようとするものです。

まずはじめに、水産政策課の谷主幹から現在の取組状況について報告させていただきます。次に、水産試験場増養殖環境課山下チーフからあさりの資源状況について説明させていただきます。

それでは谷主幹、お願いします。

谷主幹

水産政策課の谷でございます。

それではまず、浦ノ内湾のあさり資源回復の取組について説明させていただきます。投影している資料などをご覧いただければと思います。宇佐地区の漁業者と地区住民で構成する宇佐地区協議会は、平成21年から国の交付金事業を活用しまして、あさりの資源回復を目的に浦ノ内湾の天皇洲を中心に活動を行って参りました。近年は被せ網を設置すると、くろだいやえいの食害魚からの食害を防ぐことができ、あさりが順調に成長することが分かってきたことから、被せ網の設置による干潟の保全活動を進めております。少し見にくいんですけども、資料右上に記載しております浦ノ内湾の天皇洲には縦10メートル・横5メートルの被せ網を平成29年度に2ヘクタール、平成30年には1ヘクタール、合計で約3ヘクタールの網を設置してございまして、設置後は網に付着しているカキの除去や破れた箇所のメンテナンスなどを行っております。

続いて、「(2) 適正な密度管理の実施」の取組についてご説明させていただきます。あさを適正な密度に保つための取組としまして、あさりの間引きを行い、間引いたあさを土佐市で開催されております宇佐の大

鍋祭りに提供してきておりましたが、新型コロナウイルスの影響で令和2年度に続き今年度も中止となりまして、あさりの提供は未実施となっております。次に地元小学生などを対象にした潮干狩り体験では、委員会の承認を受けまして7月から9月にかけて地元の小学生などが参加する潮干狩りを計3回実施致しました。なお、小学生以外にも一般の方にも参加してもらおう潮干狩りを実施する予定でしたが、こちらはコロナの感染状況を鑑みまして、今年度は中止することとなりました。

続いて、「(3) 資源モニタリングについての実施」についてです。被せ網下のあさりの現存量を調べるために宇佐地区協議会が実施しておりまして、県の水産試験場や漁業指導所と連携して支援を行っております。調査方法や調査結果の詳細についてはこの後、試験場の山下より説明させていただきます。山下さんよろしくお願ひ致します。

山下チーフ

水産試験場、増養殖環境課の山下です。よろしくお願ひします。

それでは令和3年度6月に実施した天皇洲のあさり現存量調査について、調査方法からご説明します。資料の該当部分は2の(1)ですね。天皇洲上のあさり食害防止用被せ網について、3つのエリア設置場所によって東・西(1)及び西(2)の3つに区分しまして、それぞれ10枚前後の被せ網を調査対象と致しました。調査対象とした被せ網の下には、内径10.8センチの顕微カメラで撮影したサンプルを用いて、深さ10センチまで13回ずつ砂を採取しました。採取しました砂からあさりを選り分けまして、谷底のあさりの総重量を測定致しました。このあさりにつきまして、個体別の殻長を測定しました。殻長にはデジタルカメラの画像から、複数のあさりの殻長を測定できますアプリケーションソフトを用いました。その殻長に重量換算式を当てはめて、個体別重量を算出致しました。

また、ドローンを用いて撮影した天皇洲上空からの画像から、砂の影響を受けた被せ網を計数致しました。これは砂で埋まった部分ではあさりが生息できませんので、現存量も推定で用いる面から、埋没した面積を除く必要があるために実施した作業です。そのようにして得たデータから天皇洲におけるあさりの総現存量と漁獲対象となる殻長3センチ以上の現存量を推計しました。

続きまして、資料の下の方の表をご覧ください。現存量調査の結果でございます。ここでは詳細は省略しまして、表の一番下の数値の関してのみご説明致します。令和2年調査時点で砂に埋没している、残存していた網が520枚ございました。ドローンを用いた調査によりまして、一部または全部が埋没したのが180枚確認されました。先程申しましたように現存量の推定に際しましては、砂に埋もれた部分の面積を除く必要があります。しかし、個々の完全な埋没面積を調べることはできませんでしたので、一

律に50%が砂に埋まったと仮定することと致しました。その結果、本来の機能を有している被せ網は令和2年残存枚数(A)の520から(B)の91を差し引いた429枚相当の面積という計算になりました。この数値と測定したあさりの重量から、天皇洲被せ網のアサリの総現存量は112.7トンと推計されました。また、アプリケーションソフトと殻長から重量への換算式から算出した固体別重量から殻長3センチ以上のあさりの割合は92.5パーセントとなりましたので、総重量の内、104.3トンが採取可能なサイズと推計されました。

なお、埋没してしまった網やあさりの増殖が不振だった網につきましては、撤去していく計画であるとお聞きしています。以上です。

井上次長

それでは、事務局から浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について説明します。資料ですが、1ページから2ページが指示の案、3ページが新旧対照表、4ページから12ページまでが取扱要領、13ページが指示区域、14、ページが要望書となっています。それでは、資料の1ページをお願いします。今回発動しようとする委員会指示の案を載せております。指示の内容は、昨年と同様で、変更点は、3ページ新旧対照表をご覧ください。

指示番号、指示日、会長名、有効期間が変更となっています。

次に、取扱要領案については、6ページ目以降の申請書等について定めた別記様式から押印を削除します。

また、12ページ目の誓約書ですが、委員会指示の承認申請についても知事許可漁業と同様に、県の規程に基づき県警に暴力団排除に関する照会を実施することとし、申請者の生年月日の記入欄と誓約する事項に暴力団員等でないことを追加します。

承認の審査についてですが、浦ノ内のあさりについては、かつて多くの県民が潮干狩りを楽しむなど、非常に身近な存在であり、県民の皆様の関心も高い中、平成24年以降委員会指示によりその採捕を禁止していることを踏まえ、承認に当たっては、取り組みの実施者等に委員会で説明していただいたうえで、資源への影響や公益上の支障、地域活性化や交流人口の拡大なども複数の観点から委員会で審議、承認の可否について決定していただくこととしています。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお祈いします。

前田会長

試験場のほうへ質問なんですけど、今回だいぶ網の方が埋没してしまったとか。それは何か理由があるのですか。

山下チーフ

埋没した網が多かったですね。表の下の部分、西側(2)の方に多かつ

た状況でございます。こちらは天皇洲の南側の方に1つ設置された網なんですけれども、そこの辺りの潮流とかの関係で砂が動いて、結果として埋没したのではないかとというふうに推察しております。

昨年度から徐々に埋没した状況というのはあったんですけども、一昨年度に埋没した網が多かったエリアというのが一番最後に設置したエリアでして、そこから徐々に徐々に埋没が確認されております。一番最後に設置したエリアが最も埋没しやすいエリアだったというふうに考えています。

山崎委員

何年もやっているが、何年やっても変わらないのではないかと。

西山副部長

これは長年国と県の補助金を入れて、地元の活動組織があさりの増殖を試みておるところでございます。被せ網の下では十分増殖するということが、これまでの委員会でもご説明申し上げているとおり証明されております。ただ、被せ網をしない所では全くあさが増殖できないという状況でございますので、被せ網を今後一定継続してあさりの増殖あるいは採捕の仕組みを作っていかなければならないということになるんですけども、結局、現在地域では財源がないために活動費が出ないということがございますので、何とかこの増えたあさりをお金に替えて、活動費を得る。それで、国と県の補助金に頼らない仕組みを地域で回していただくということが非常に大事なポイントとなっております。そのために、これまでの委員会でもご説明しております通り、何とかお金に替える仕組みを作るために、いろいろ潮干狩りを有償で一定していただいて、その財源にするという試みをしたい。そのために、小学生に交流体験として、第一歩として採っていただくというような活動もしていただいているんですが、一般の方をお呼びして有料で施行するというのを令和3年度も計画しておりましたけれども、コロナウイルス感染症の関係で実施が出来ておりません。

あともう1点の問題は、一般のお客さんを受け入れるにあたりまして、地域のほうで予約の受け付けですとか監視する仕組みというのをしっかり作っていかなければならないという課題もございます。この辺の課題を解消するために、コロナウイルスの関係はなかなか先行きが見えないところでございますが、何とか一般のお客さんを入れ込んで、お金が回るかどうかの試行をしてみたいというのが1点。それから地域の組織につきましては、現在、今後の組織を担うためのNPOの設立が今計画されておまして、実際に地域の方々で、ほぼ話がまとまった状況になっておりますので、何とかそこが運営母体に今後なっていくであろうというふうに考えております。目標と致しましては目処と致しまして、令和6年度の頃に何とか事業化、お金が回る仕組みを確立して実際に動き始めたいということで、

何とかこの活動母体、それから試験採捕等の取組をあと2年間のうちに目鼻をつけたいというふうに考えておるのが現在の計画でございます。以上でございます。

益本委員

この宇佐地区協議会の活動について、いろいろとご報告をいただいたんですけども、意義だとか成果とかの話は聞いたのですが、この議案で審議する内容というのは委員会指示なんですよ。委員会指示がどういったものかということを見てみると、1ページにあるように採捕の制限とか制限区域の設定であって、このような施設でこう取り組むといったことは、委員会とは関係ないような気がするんですけども、そこまでの内容に踏み込んで報告したり、色々と検討したりする必要はあるんでしょうか。

前田会長

実際に委員会指示を出すに当たりまして、これを出したことによって漁業者にもそれなりの弊害があると思います。実際に僕が今質問したように、どうしてここが埋まってきたのか、そういうことに対して、これから先どういうふうに漁場として活用できるかということも、一応見据えた上で委員会指示として、採捕禁止っていうことにさせてもらっていると思ってるんですよ。そうじゃないと、また元のように誰でも採っていい状態になると、今までやってきた分が全部なくなるので、そのために諮っているところでもあるし、これから先の展望、それを見据えた上での質問でした。

益本委員

私は活動について、ただ批判をする訳ではなくて意義があると思うんですけども、それがこの議案の中では上手く見えてないと思うんですよ。今、会長が言われたような、このような調査をすることの意義がどこかに取り込まれていると、この調整委員会で審議する意味がはっきりすると思うんですけど。

西山副部長

議論の焦点、説明がぼけてしまして申し訳ございません。このあさはご存じのとおり、従来は県民が誰でも親しんで採れるという漁場ございまして、いわゆる、漁業権が設定されていない誰でも自由に採れるというところございまして。そこで資源量が極端に減ってしまったために、地元の方がこのように保護活動を展開しているということで、このままですと例えば網の下なんかを勝手に掘っても法的には問われないという状況でございますので、保護活動を有効に維持するためにこういうふうに採捕禁止の委員会指示を出ささせていただいておると。その間に、先程申し上げましたように、自走できるような仕組みができれば、また委員会指示の中で特別に採捕を認めるような形で自走する形に持っていきたいと思って

おりますが、とりあえずこれは委員会指示を出すに至った背景の自主的な活動、地域の方の努力ということを説明しないとこの委員会設置に至る経緯が、やはり説明申し上げられないものですから、活動内容の説明に終始しておる訳でございますが、本来はこの委員会指示が止める、あるいは特別な場合だけ認めるというところだけご審議いただくというのが、この委員会指示の本旨であろうと指摘のとおりと理解しております。

前田会長

他にございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第6号議案、「浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について」は、原案のとおり委員会指示を発動するというので、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第6号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

これをもちまして、本日の議案審議は、終了しましたので、第10回高知海区漁業調整委員会を閉会といたします。本日は、委員の皆様、どうもありがとうございました。

(閉会)

本書は、第22期第10回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 前田 浩志 _____

議事録署名委員 小笠原利幸 _____

議事録署名委員 蔭山 純由 _____